

家族旅行村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

家族旅行村条例の一部を改正する条例

家族旅行村条例（昭和58年岩手県条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
区分	単位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区分	単位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額
テントサ イト	宿泊	[略]	円 1～3 [略] 4 電源設備	テントサ イト	宿泊	[略]	円 1～3 [略] 4 電源設備
	[略]		1日までごとに 1式につき <u>500円</u>		[略]		1日までごとに 1式につき <u>600円</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。